

大 個 審 第 3 5 号  
( 答 申 第 2 6 7 号 )  
平成 2 7 年 2 月 1 9 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会 長 角 松 生 史

個人情報の取扱いに関する意見について ( 答 申 )

平成 2 7 年 2 月 1 9 日 付 徴 税 第 2 8 6 1 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 自 動 車 税 納 付 確 認 シ ス テ ム 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 8 条 第 1 項 第 9 号 に 規 定 す る 個 人 情 報 の 目 的 外 利 用 及 び 提 供 の 禁 止 の 原 則 に 対 す る 例 外 事 項 及 び 条 例 第 8 条 第 3 項 に 規 定 す る 通 信 回 線 に よ り 結 合 さ れ た 電 子 計 算 機 を 用 い た 個 人 情 報 の 実 施 機 関 以 外 へ の 提 供 禁 止 に 対 す る 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 自動車所有者の納付に係る個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、これらの情報の漏えい、滅失及び損傷の防止等適切な管理のために必要な措置を講じるなど、自動車税納付確認システム（以下「本システム」という。）における個人情報の安全確保に万全を期すること。
- 2 本システムへの個人情報の入力を受託者に対して、本システムを厳格に運用し、個人情報の漏えい、滅失及び損傷が生じることのないよう、指導を徹底すること。
- 3 本システムのサーバーの運営管理を行うOSS都道府県税協議会（以下「協議会」という。）に対して、個人情報の漏えい、滅失及び損傷が生じることのないよう本システムを厳格に運用することを求めるとともに、協議会が運用及び保守業務を委託するに際しては、適切な契約の締結等、個人情報の安全確保のための万全な体制を構築するよう求めること。
- 4 本システムにより個人情報が目的外提供及びオンライン提供される本人に対し、本システムの趣旨、提供される個人情報の内容、範囲及び利用について、あらゆる機会を通じて十分周知し、本人同意を得るよう努めること。
- 5 毎年度、国土交通省による本システムの利用実績の報告を求めること。
- 6 今後、本システムの内容が変更され、提供する個人情報の取扱データの範囲を拡大する等の場合は、事前に、改めて本審議会に諮問すること。